

## 大分類H—金融、保険業

### 総 説

この大分類には、金融業（銀行業、信託業、証券業およびその他の金融業）、保険業（保険業および保険代理業）ならびにこれらに付帯するサービスを提供する事業所が分類される。

政府事業である郵便貯金、簡易生命保険を営む事業所、主として金融または保険の事業を営む協同組合、農業災害保険の事業をおこなう農業共済組合、同連合会、農業共済基金ならびに漁船災害保険の事業をおこなう漁船保険組合はこの分類に含まれる。ただし社会保険事業をおこなう事業所は大分類L—サービス業[9351]または大分類M—公務 [9711]または9811]に分類される。

## 中分類 50—銀 行, 信 記 業

### 総 説

この中分類には、中央銀行ならびに銀行業およびこれと似た機能を営む金融機関が分類される。

小分類 細分類  
番 号 番 号

#### 501 日 本 銀 行

##### 5011 日 本 銀 行

日本唯一の銀行券発行の特権を有する中央銀行であつて、また政府の国庫事務をも取扱う。本分類には日本銀行本店およびその支店を含む。

- 日本銀行本店および支店

#### 502 銀 行

##### 5021 普 通 銀 行

商業銀行の通常機能を遂行する事業所をいう。信託銀行も本分類に含まれる。本分類は必要があれば、たとえば5けた(5桁)の数字符号で都市銀行、地方銀行、信託銀行などに区分することができる。

- 普通銀行；信託銀行

×信託会社[5031]

##### 5022 長 期 信 用 銀 行

債券を発行し、原則として長期金融をおこなう事業所をいう。

- 日本興業銀行；日本長期信用銀行

##### 5023 外 国 為 替 銀 行

主として外国為替取引および貿易金融の業務を営む銀行をいう。

- 東京銀行

中分類50—銀行、信託業

5024 貯蓄銀行

比較的零細な貯金の吸收を目的とする銀行をいう。本分類は必要があれば、たとえば5けた(5桁)の数字符号で相互貯蓄銀行、株式貯蓄銀行などに区分することができる。

○貯蓄銀行；相互貯蓄銀行；株式貯蓄銀行

503 信託会社

5031 信託会社

金銭信託その他各種信託業務をおこなう事業所をいう。

○信託会社

504 外国銀行支店

5041 外国銀行支店

外国に本店を有する銀行の本邦内支店をいう。

○外国銀行支店

505 政府金融機関（別掲を除く）

5051 郵政省地方貯金局

郵便為替貯金事業の原簿序として証拠書類の計算、記録および整理に関する事務を取扱う事業所をいう。

○郵政省地方貯金局

5052 日本輸出入銀行

金融上の援助を与えることにより本邦の外国貿易を促進するため、一般の金融機関がおこなう輸出入金融を補完しまたは奨励することを目的として設立された政府出資の融資機関をいう。

○日本輸出入銀行

中分類50—銀行、信託業

5053 日本開発銀行

長期資金の供給をおこなうことにより経済の再建および産業開発を促進するため、一般の金融機関がおこなう金融を補完したは奨励することを目的として設立された政府出資の融資機関をいう。

○日本開発銀行

5054 北海道・東北開発公庫

政府出資をもつて北海道および東北地方の振興を促進するため長期の資金を供給する金融機関をいう。

○北海道・東北開発公庫

5055 公営企業金融公庫

政府出資をもつて公営企業の健全な運営に資するため公営企業の地方債について資金を融通する金融機関をいう。

○公営企業金融公庫

## 中分類 51—農林水産金融業

### 総 説

この中分類には、農林中央金庫と、そのさん下(傘下)にある協同組合組織の農林水産金融機関（主として信用事業を営むことが明瞭な協同組合を含む）が分類される。

本分類には農林漁業金融公庫が含まれる。

小分類 細分類  
番 号 番 号

511 農林水産金融業に対する中央再割引、融資機関（農林中央金庫）

5111 農林水産金融業に対する中央再割引、融資機関（農林中央金庫）

信用事業を営む農業、林業、水産業の各種協同組合および同連合会の中央機関たる機能を遂行し、債券発行の特権を有する事業所をいう。

○農林中央金庫

512 農林水産金融業に対する地域的再割引、融資機関

5121 信用農業協同組合連合会

農林中央金庫と、信用事業を営む農業協同組合の中間に介在し、農業協同組合の地方的親銀行の機能を遂行する事業所をいう。

○信用農業協同組合連合会

5122 信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会

農林中央金庫と、信用事業を営む漁業協同組合および水産加工業協同組合の中間に介在し、漁業協同組合および水産加工業協同組合の地方的親銀行の機能を遂行する事業所をいう。

○信用漁業協同組合連合会；信用水産加工業協同組合連合会

5129 その他の農林水産金融業に対する地域的再割引、融資機関

その他の農林水産金融業に対する地域的再割引および融資機関をいう。

○森林組合連合会（主として信用事業を営むもの）

## 中分類51—農林水産金融業

### 513 農林水産業に対する地域的金融機関

#### 5131 農業協同組合（信用事業が主要業務のもの）

組合員である農業者に対し、金融の便益を供することを専業または主な業務とする組合をいう。

○農業協同組合（信用事業が主要業務のもの）

#### 5132 漁業協同組合、水産加工業協同組合（信用事業が主要業務のもの）

組合員たる漁業者または水産加工業者に対し、金融の便益を供することを専業または主たる業務とする組合をいう。

○漁業協同組合（信用事業が主要業務のもの）； 水産加工業協同組合（信用事業が主要業務のもの）

#### 5139 その他の農林水産業に対する地域的金融機関

他に分類されない農林水産業に対する地域的金融機関をいう。

○森林組合（信用事業が主要業務のもの）

### 514 農林水産業に対する政府金融機関

#### 5141 農林水産業に対する政府金融機関

政府出資を以て農林漁業者に対し、農林中央金庫、その他一般の金融機関が融通することを困難とする資金を融通する事業所をいう。

○農林漁業金融公庫

## 中分類 52—中小商工、庶民、住宅、医療金融業

### 総 説

この中分類には、比較的小規模の商工業などの企業経営のため、および一般庶民の生活のためならびに医療の適正な普及向上に資するための医療施設等に対する金融的便益を供する各種金融機関が分類される。中小商工金融業を同一の中分類に含ませたのは、この種の金融は事実上同一金融機関によりあわせ営まれている場合が多いからである。

小分類 細分類  
番号 番号

#### 521 中小商工、庶民金融業に対する再割引、融資機関

5211 中小商工、庶民金融業に対する再割引、融資機関（商工組合中央金庫）

出資組合から預金を受けていたるほか、債券発行の特権を有し、主として所属組合に対し無担保で資金を融通する事業所をいう。

○商工組合中央金庫

#### 5212 信用金庫連合会

原則として出資金庫から預金を受け入れ、主として出資金庫に対し資金の融通をおこなう事業所をいう。

○全国信用金庫連合会

#### 5213 労働金庫連合会

会員である労働金庫の親銀行の機能を遂行する事業所をいう。

○労働金庫連合会

#### 5214 信用協同組合連合会

原則として出資組合から預金を受け入れ、主として出資組合に対し資金の融通をおこなう事業所をいう。

○信用協同組合連合会

中分類52－中小商工，庶民，住宅，医療金融業

522 中小商工，庶民，住宅，医療金融のための政府金融機関

5221 中小企業金融公庫

政府出資をもつて中小企業者の事業振興のための長期資金を融通する事業所をいう。

○中小企業金融公庫

5222 国民金融公庫

政府出資をもつて国民大衆のための事業資金などを融通する事業所をいう。

○国民金融公庫

5223 住宅金融公庫

政府出資をもつて必要な住宅建設資金として一般金融機関で融資困難なものに対して融通する事業所をいう。

○住宅金融公庫

5224 医療金融公庫

政府出資をもって医療の適正な普及向上に資するため、私立の病院、診療所等の設置およびその機能の向上に必要な長期低利な資金を融通する事業所をいう。

○医療金融公庫

523 中小商工業，一般庶民に対する地域的金融機関

5231 相互銀行

相互掛金契約および無尽契約により金銭の給付をおこなうほか、通常の預金、貸付業務を営む事業所をいう。

○相互銀行

5232 信用金庫

会員および会員外から預金を受け入れ、主として中小企業資金ならびに

中分類52－中小商工，庶民，住宅，医療金融業  
一般庶民の生活資金を融通する事業所をいう。

○信用金庫

### 5233 労 働 金 庫

労働組合，消費生活協同組合，その他労働者より預金の受入れをおこない，これら団体のおこなう福利共済活動のための資金融通をおこなう事業所をいう。

○労働金庫

### 5234 信 用 協 同 組 合，信 用 組 合

原則として組合員のみから預金を受け入れ，中小企業資金を融通することを専業または主な業務とする事業所をいう。

○信用協同組合；信用組合

### 5235 物 品 無 尽 会 社

無尽の方法により物品の給付をおこなう事業所をいう。

○住宅無尽会社；建物無尽会社

### 5236 質 屋

地方公共団体または公益法人により営まれる公益質屋および営利質屋をいう。いずれも物品を質にとって一般庶民に生活資金を融通する事業所をいう。

○公益質屋；質店

### 5237 貸 金 業

業として金銭の貸借または金銭の貸借の媒介をおこなう事業所をいう。

○高利貸業；金融商会(貸金業のもの)；殖産会社(貸金業のもの)；金融ブローカ

中分類52 一中小商工，庶民，住宅，医療金融業

5239 その他の中小商工業，一般庶民金融業

その他の主として中小商工業または一般庶民の金融に従事する事業をいう。

官公庁ならびに一般会社，団体などの従業員の間に作られている金事業を主とする共済組合などで，相互扶助的に金融をおこなう事業所含む。必要があれば，たとえば5けた(5桁)の数字符号を用いて講会共済組合などに区分することができる。

○頼母子講（有志が集つて相互扶助的に庶民金融をおこなうもの）；講会（有志が集つて相互扶助的に庶民金融をおこなうもの）；会（有志が集つて相互扶助に庶民金融をおこなうもの）；保全会

## 中分類 53—補助的金融業, 金融付帯業

### 総 説

この中分類には、いわゆる金融業務を営むものではないが、これと密接に関連する補助的、付隨的業務を営む機関が分類される。

小分類 細分類  
番 号 番 号

#### 531 補助的金融業, 金融付帯業

##### 5311 短資業（証券業を除く）

金融機関相互間に介在し、自己の危険においてまたは仲介的に、短期大口の資金需要を媒介する機能を営むことを主な業務とする事業所をいう。

○短資会社；ビルブローカー（主として短期大口の資金需要を媒介するもの）

##### 5312 両 替 業

停車場、ホテル、競馬場などにおいて、一定の手数料をとつて顧客の便益のために、高額面通貨と小額面通貨との両替および内外国通貨の両替を営む事業所をいう。

○両替屋；外国貨幣両替業

##### 5313 手 形 交 換 所

全国主要都市に存在し、加盟金融機関相互間の小切手、手形の交換決済の機能を営む非営利的機関をいう。

○手形交換所

##### 5314 証券金融会社

証券業者および一般顧客に対して金融ならびに貸株をおこなうことを業とする事業所をいう。

○証券金融会社

中分類53—補助的金融業、金融付帯業

5315 信用保証協会

金融債務の保証をおこなう協会をいう。

○信用保証協会

5319 その他の補助的金融業、金融付帯業

その他の 補助的金融業務および 金融付帯業務 をおこなう 事業所をい  
う。銀行協会、相互銀行協会、信用金庫協会、信用組合協会、組合金融  
協会は大分類L [9312] に、信用保証協会は中分類53 [5315] に分類さ  
れる。

×銀行協会[9312]; 相互銀行協会[9312]; 信用組合協会[9312]; 信用保証協会  
[5315]

## 中分類 54—証券業、商品取引業

### 総 説

この中分類には、証券業、商品取引業、証券取引所、商品取引所およびこれらと類似した業務を営む事業所が分類される。

小分類 細分類  
番号 番号

#### 541 証 券 業

##### 5411 証券取引所会員の証券業

証券取引法により政府に登録した証券業者で証券取引所の会員であるものをいう。この分類には証券取引所会員である才取会員(仲立会員)、特別会員を含み、必要があれば、たとえば5けた(5桁)の数字符号を用いて本店、支店、その他の営業所などに区分することができる。なお、その他の営業所には出張所、営業所、投資相談所、サービスステーションなどが含まれる。

○証券業(証券取引所正会員、才取会員および特別会員)；証券投資信託委託会社

##### 5412 証券取引所会員でない証券業

証券取引法により政府に登録した証券業者で証券取引所の会員でない証券業者をいう。必要があれば、たとえば5けた(5桁)の数字符号を用いて、本店、支店、その他の営業所などに区分することができる。その他の営業所には出張所、営業所、投資相談所、サービスステーションなどが含まれる。

○証券業(証券取引所会員でないもの)

##### 5413 その他の補助的証券業

他に分類されない補助的証券業務をおこなう事業所が分類される。

証券業協会、証券業協会連合会は大分類L[9312]に分類される。

○証券金融会社(証券取引法第5章の2、156条の2～156条の4)

## 中分類54—証券業、商品取引業

### 5419 その他の証券業類似業

他に分類されない証券業類似業務をおこなう事業所をいう。

- 宝くじ売さばき業：商品券の売買業

### 542 商品取引業

#### 5421 商品取引所会員の商品取引業

商品取引所法により主務省に登録した商品取引所の会員が商品取引所においておこなう商品取引業をいう。

- 商品仲買業（商品取引所会員のもの）

### 543 取引所

証券取引法および商品取引所法により規定された証券もしくは商品の売買取引をおこなうために必要な市場を開設することを目的とする事業所をいう。

#### 5431 証券取引所

証券取引法により登録した証券取引所をいう。

- 証券取引所

#### 5432 商品取引所

商品取引所法により主務省に登録した商品取引所をいう。

- 商品取引所

#### 5433 証券取引清算所

証券取引の会員間の取引を決済するために、主として証券の受渡しまたは清算をおこなう事業所をいう。

- 証券取引清算所

#### 5434 商品取引清算所

商品取引所の会員または商品仲買人間の取引を決済するために、主と

**中分類54—証券業、商品取引業**

して商品の受渡または清算をおこなう事業所をいう。

○商品取引清算所

**5439 その他の取引所、取引清算所**

他に分類されない取引所および取引清算所をいう。

## 中分類 55—保 險 業

### 総 説

この中分類には、あらゆる形態の生命、火災、海上その他の保険事業を営む事業所が分類される。農業災害保険をおこなう農業共済組合、同連合会、農業共済基金ならびに漁船災害保険をおこなう漁船保険組合も本分類に含まれる。ただし社会保険事業をおこなう事業所は中分類93—非営利的団体〔9351〕または大分類M—公務〔9711または9811〕に分類される。

小分類 細分類  
番 号 番 号

#### 551 生命保険業

##### 5511 生命保険株式会社

保険業法による株式組織の生命保険事業をおこなう事業所をいう。

○生命保険株式会社

##### 5512 生命保険相互会社

保険業法による相互組織の生命保険事業をおこなう事業所をいう。

○生命保険相互会社

##### 5513 生命保険組合

組合員に対して主として生命保険契約をおこなう事業所をいう。

○生命保険組合

##### 5514 生命保険再保険会社

保険会社で主として他の保険会社の引受けた生命保険を再保険する業務をおこなう事業所をいう。

○生命保険再保険会社

##### 5515 郵政省地方簡易保険局

簡易生命保険および郵便年金事業の業務を取扱う国の機関をいう。

○郵政省地方簡易保険局

## 中分類55—保 喫 業

### 5519 その他の生命保険業

その他の生命保険事業をおこなう事業所をいう。外国生命保険会社支店を含む。

○外国生命保険会社支店

### 552 火災海上保険業

#### 5521 火災海上保険株式会社

保険業法による株式組織の火災海上保険事業を主としておこなう事業所をいう。

○火災海上保険株式会社

#### 5522 火災海上保険相互会社

保険業法による相互組織の火災海上保険事業を主としておこなう事業所をいう。

○火災海上保険相互会社

#### 5523 火災海上保険組合

組合員に対して主として火災または海上保険事業をおこなう事業所をいう。

○船主責任相互保険組合；木船相互保険組合；漁船保険組合

#### 5524 火災海上保険再保険会社

保険会社で、主として他の保険会社の引受けた火災海上保険を再保険する業務をおこなう事業所をいう。

○火災海上保険再保険会社

#### 5529 その他の火災海上保険業

他に分類されない火災海上保険事業をおこなう事業所をいう。外国火災海上保険事業を含む。

○外国火災海上保険事業

中分類55—保 嘘 業

559 その他の保険業

5599 その他の保険業

主として傷害、盜難、運送などの保険事業をおこなう事業所をいう。

○盜難保険業；運送保険業；傷害保険業；農業共済保険組合；農業共済組合連合会；農業共済基金

## 中分類 56—保険媒介代理業, 保険サービス業

### 総 説

この中分類には、保険代理業、保険会社および保険契約者に対する保険サービス業務をおこなう事業所が分類される。

小分類 細分類  
番 号 番 号

#### 561 保険媒介代理業

##### 5611 生命保険媒介業

生命保険業者のために生命保険契約の募集または保険料を集金することに従事する事業所をいう。

○生命保険代理店

##### 5612 火災海上保険代理業

火災海上保険業者または保険契約者のために、火災海上保険契約の締結、保険料の収納に主として従事する代理店をいう。

○火災保険代理店；海上保険代理店；火災海上保険代理店

##### 5619 その他の保険媒介代理業

他に分類されない保険媒介代理業務をおこなう事業所をいう。

○航空保険代理店；外国保険事業の代理店

#### 562 保険サービス業

##### 5621 保険料率算出団体

各種保険の危険を調査し、保険料率の算出に従事する事業所をいう。

○損害保険料率算定会

##### 5622 損害査定業

保険業者から独立した経営による損害査定業務をおこなう事業所をいう。

○損害査定業

**中分類56—保険媒介代理業、保険サービス業**

**5629 その他の保険サービス業**

他に分類されない保険サービス業務をおこなう事業所をいう。ただし  
保険協会は大分類L [9312] に分類される。